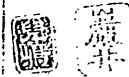




海軍三野

機台



四七簿



發月



長官

次官



局長



參事



局長



十月十六日

別紙結算書の中、多量に山形國カパン君ノ義具
油膏見ノ海軍右軍取御仲立裁可也

次指令按

申出ノ趣聞届候条主船局ヨリ引換
可受取事

明治十六年十一月十九日

需用品以調多量ノ通條

例文

大田中少

三百六

普第二五一七號

海

陸

陸

0425

海軍省

即達 案(普)第二五二七號

別試東海殖守府中出馬山船用革制カ
ニ多ニ廉ノ各官屋川案引換海多可取計也
明治十六年十月十九日 海軍 御

主取向長アテ

0426

需功五万五千七百三十三

主船功五千三百三十三

富士山艦用革製カバン外山登義

付上之旨

東海鎮守府申出富士山艦用革製カバン

外山登義付番カニ五二七号之由下向

謹系右之請求通申許可成之方ト存我

此也上之旨付也

明治十二年十月十五日

需用品取調専負

海軍中佐今井兼輔

主船司令

海軍少将赤松則良

管第二五一七號之三

二百十九



0427

海軍御川村純義殿

海軍

0428

淨寫
校令
發付

長官

次官

局長

參查

主査

属僚

附上

十月二十日

別紙東海鎮守府軍令官署名山船用力ハ義兵也
其取心也軍令官署名ハ軍令也

普第 二九一七 號

別紙東海鎮守府軍令官署名山船用革靴カビ

皇義親王義親御遺言見字ノ軍令也

明治十三年十月廿日 海軍編

主取局長

書用印取地委員 連名

二百廿 海軍省

0429

富甲三第凡ハカ

カバレシカニ
カバレシカニ
カバレシカニ
カバレシカニ
カバレシカニ

一羊カバレ
カバレカバレ
カバレカバレ
カバレカバレ
カバレカバレ

カバレカバレカバレカバレカバレ
カバレカバレカバレカバレカバレ
カバレカバレカバレカバレカバレ
カバレカバレカバレカバレカバレ
カバレカバレカバレカバレカバレ
カバレカバレカバレカバレカバレ

カバレカバレ
カバレカバレ
カバレカバレ
カバレカバレ
カバレカバレ
カバレカバレ

普第二五二七號
但本有ナニ
但本有ナニ
但本有ナニ
但本有ナニ
但本有ナニ
但本有ナニ



0430



山崎素行の通り申上り申付の換り度
本殿に交り申上り申付

素行の通り申上り申付

中江五郎
素行の通り申上り申付



河津の通り申上り申付

富士山第一の通り申上り申付

海江

0432